

# 市道自営工事等承認基準

令和2年5月11日適用

## (目的)

第1 道路法第24条の規定及び松本市道の占用等に関する規則により、市道に関する工事又は市道の維持(以下「自営工事等」という。)を承認する場合の基準を定める。

## (承認の原則)

第2 自営工事等の承認の原則は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 道路の従前の機能を損なうことのない構造であること。
  - (2) 都市計画その他道路周辺の土地利用計画等と調整され、道路の改良計画がある場合は、その改良計画と整合していること。
  - (3) 道路の構造保全及び交通の安全かつ円滑な交通確保ができること。
- 2 第1項の自営工事として承認できる工事を例示すると概ね次のとおりである。
- (1) のり敷の盛土又は切り土工事
  - (2) 側溝設置工事
  - (3) 出入口設置工事
  - (4) 取付道路工事
  - (5) 道路照明設置工事
  - (6) 道路上の植樹及び移植工事
  - (7) 防護柵の撤去工事
  - (8) その他道路の新設、改築又は修繕に関する工事

## (道路の構造)

第3 自営工事等を行う場合の道路の構造は、道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)及び長野県土木部設計基準による。

## (出入口設置工事)

第4 沿道の家屋及び事業所等から車道へ接続する出入口(以下「出入口」という。)の設置工事を行う場合については、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 出入口は、次に定める区分とする。
  - ア 歩行者等出入口(歩行者及び自転車が出入するもの)
  - イ 一般住宅用出入口
  - ウ 店舗・事業所用、共同住宅用出入口(ただし、出入りが多いところに限る。それ以外はイとする)
  - エ その他通路等(道路位置指定等)
- (2) 出入口は原則として次に掲げる箇所には設けないこと。ただし、一般住宅等でその所有者の自家用車が出入りする通路、その他自家用車の出入りの回数が少ない場合等、交通安全上特に支障がないと道路管理者が認めた場合はこの限りではない。
  - ア 横断歩道(自転車横断帯を含む)の中及びその前後5m以内。なお、当該箇所に停止線がある場合は、当該停止線から5m以内。ただし、長野県建築基準条例第35条の規定に該当する場合は、長野県建築基準条例を優先する。
  - イ トンネル等の前後50m以内の部分。
  - ウ バス停留所。ただし、停留所を表示する標柱又標識板のみの停留所の場合は、その位置から10m以内の部分。

- エ バス停車帯の部分。
  - オ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5m 以内の部分。
  - カ 踏切の前後の側端からそれぞれ 10m 以内の部分。
  - キ 交差点(総幅員 7m 以上の道路を交差する交差点をいう。停止線も含む。)の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m 以内の部分。ただし、T 字型交差点の突き当たりの部分を除く。
  - ク 橋の部分。
  - ケ 横断防止柵、ガードレール及び駒止め等が設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる場合は除く。
  - コ 道路照明等の道路付属物、占用物件(信号機も含む)の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占用者が移転を認め、申請者が移設をする場合を除く。
- (3) 出入口の設置数は、家屋及び事業所等 1 施設について 1 箇所とする。ただし、出入口を分離する必要のある施設等特別な事情がある場合は、2 箇所までとすることができる。  
また、施設が道路に接する部分の長さが 50m 以上あり、施設利用上やむを得ない場合は、3 箇所までとすることができる。
- (4) 出入口相互の設置間隔は、交通の安全と混雑防止のため、10m 以上とする。ただし、土地の形状等によりやむを得ないと判断される場合は設置間隔を 5m 以上とすることができる。
- (5) 出入口は、原則として車道中心線に対して直角に設置する。
- (6) 出入口の幅員は、次の表による。

区 分	幅 員
ア 歩行者等出入口	3m 以下
イ 一般住宅用出入口	4m 以下
ウ 店舗・事業所用、共同住宅用出入口 (出入りが多く、入口と出口の区分け(明示)が必要な ものに限る。それ以外はイと同じ)	7m 以下
エ その他通路等	道路位置指定の取扱基準及び区分アからウ と同様とする。

ただし、トレーラー又は特殊な車輛(車輛制限令第 3 条規定)が常時出入りする事業所等の通路で、車輛の通行軌跡等の資料により道路管理者が認めた場合は、10m 以下で必要最小限の幅員とすることができる。また、すみ切りは上記の幅員に含めるものとする。

- (7) 出入口の舗装構成は車道の舗装構成と同等とし、又は別表 1 の路盤構成表による。
- 別表 1 路盤構成表

	CBR 12 以上	CBR 6~12	CBR 3~6	CBR 3 以下
表層工	4 cm	4 cm	4 cm	4 cm
上層路盤工	10 cm	10 cm	10 cm	10 cm
下層路盤工	—	10 cm	15 cm	現場毎に検討
凍上抑制層	最大 22 cm	最大 12 cm	最大 7 cm	

- (8) 出入口を設置にあたり既設の道路側溝等を横断する場合は、次の各号に掲げるところによる。
- ア 出入口が横断する部分の側溝断面は、既存水路の側溝断面を侵し、又は流水を阻害してはならない。
  - イ 道路側溝布設替え等は次の区分により行う。
    - ア 歩行者等出入口
      - 歩道用落とし蓋式側溝に布設替えすること。ただし、歩行者・自転車の荷重に十分耐え

ることができ、かつ、道路面と段差のない蓋を使用する場合は、既設道路側溝に蓋掛けとすることができる。この場合、蓋はボルト等による固定、またはゴムパッキンの接着など騒音を抑制し、跳ね上がりによる事故防止を行うこと。

① 一般住宅用出入口

車道用落とし蓋式側溝に布設替えすること。自動車が日常、頻繁に出入りするなど利用形態によっては道路横断用側溝に布設替えをすること。

② 店舗・事業所用、共同住宅用出入口

道路横断用側溝に布設替えすること。

③ その他通路等

道路横断用側溝に布設替えすること。

ウ 道路側溝の布設替え等により、既設水路の側溝断面を侵し、又は流水を阻害するおそれのある場合は、既設の道路側溝と同等以上の材料を用いて、前後の影響範囲まで布設替え等を行うものとする。

- (9) 出入口以外の場所から自動車が出入することを防止するため、必要に応じ民地側に駒止め等を設置するものとする。
- (10) 出入口から車輛乗入部以外の歩道等へ自動車が進入することを防止するため、必要に応じ、民有地側に柵等の設置をするものとする。
- (11) 出入口は、地先境界ブロック等を設置し境界を明示するものとする。
- (12) 車輛が常時出入りする事業所等の出入口の設置にあたり、本線車道の交通量が10,000台/日以上である場合、又は本線車道の交通に著しく支障となる場合は、出入りのための付加車線の設置について関係機関と協議するものとする。

(歩道等の切下げによる出入口の設置工事)

第5 歩道等の切下げ(縁石のみの切下げを含む)により出入口を設置工事する場合は、第4の規定によるほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等における通路の隅切りは、傾斜縁石部を利用することができる。なお、傾斜縁石部分は通路の幅員に含まない。
- (2) 現況歩道が平板舗装、インターロッキングブロック等の場合の出入口の舗装構成は、第4(7)の規定にかかわらず、次の表によることができる。

区 分	舗 装 構 成
歩行者等出入口	現況の歩道等の舗装と同一とすること。
セミフラット形式・フラット形式	表層部の維持補修を行うことを条件に、表層部のみ現況の歩道等の舗装と同一とすることができる。
マウントアップ形式	表層部の維持補修を行うことを条件に、表層部以下に砂3cm、クラッシャーラン15cmを施工すること。
大型及び中型貨物自動車等の出入口	—

大型及び中型貨物自動車等の出入口

(車輛総重量6.5tを超える自動車(最大積載量4t以上)が出入りするもの)

- (4) 歩車道境界の段差は、歩車道の分離並びに出入り車輛、歩行者及び自転車の安全な通行を考慮して2cmとし、身体障害者用切下げブロックを使用すること。
- (5) マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等における出入口のすり付けは、次の各号に掲げるところによる。

ア 歩道幅員W=3.0m以上の場合

- ① 植樹帯等(路上施設帯を含む。)がある場合は、当該歩道等の幅員内での連続的な平坦性を確保するため、当該植樹等の幅員内ですり付けを行い、歩道等の幅員内にはすり付けの

ための縦断勾配、横断勾配及び段差を設けないものとする。ただし、植樹帯等の幅員のすり付けが15%以上になる場合は、当該横断勾配を15%とし、平坦部を可能な限り広く確保しなければならない。(参考図1-1)

- ② 植樹帯等がない場合又は植樹帯があっても前①定める構造によることができない場合は原則として2m以上の平坦部(横断勾配2%を標準とする部分)を連続して設けるものとする。この場合には、車いす及び乳母車を利用する者(以下「車いす等利用者」という。)の安全な通行を考慮して、当該平坦部はできる限り広く確保しなければならない。(参考図1-2)
- ③ 出入口のすり付け部の横断勾配は15%以下とする。  
ただし、特殊縁石(歩道等の切下げ量を少なくすることができる形状をもつ縁石)を用いる場合は10%以下とする。

#### イ 歩道幅員 W=3.0m 未満

- (1) 出入口を全面切り下げて縦断勾配にすり付けるものとし、その構造は次のとおりとする。
  - (ア) すり付け部の縦断勾配は、5%以下とする。ただし、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがなく、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とすることができる。(参考図1-3)
  - (イ) 民地側の地盤が高いこと等により、前(ア)に定めるすり付けができない場合は、前①、②又は③の規定による横断勾配を併用してすり付けることができる。(参考図1-4)
  - (ウ) 道路側溝をすり付けることにより流下能力に支障が生じるおそれがある場合は、道路側溝の前後の影響範囲まで布設替えを行うものとする。(参考図1-5)
  - (エ) 隣接する出入口との間に水平間隔が2m以上確保できない場合は、隣接する出入口間の歩道等の高さは出入口の高さと同一とする。
- (2) (1)に定めるすり付けができない場合において、平坦部を可能な限り広く確保し、すり付け部の縦断勾配は、15%以上とすることができる。(参考図1-6)
- (6) 現況の歩道等に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている場合は、原状に復旧するものとする。なお、マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等の出入口にあっては、平坦部に復旧し、従前の機能を回復する。

#### (歩道等の切開による出入口の設置工事)

第6 歩道等の切開(縁石のみの切開を含む)による出入口の設置工事については、第4の規定によるほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 歩道等を切開した出入口の設置は、原則として次の各号に該当する場合に限る。
  - ア 公共施設で特に出入りする交通量が多い場合。
  - イ 本線車道に出入りのための付加斜線を設置する場合。
  - ウ 不特定多数の人(施設利用者は含まない。)が利用する場合。
  - エ 車道側から車いす等利用者の通行が見込まれる場合。
- (2) 歩道等を切開した出入口の幅員は、第4(6)の規定によるものとする。
- (3) 出入口の構造は、次の各号に掲げるものとし、参考図2-1及び参考図2-2のとおりとする。
  - ア 歩道等(縁石)の巻き込み部分における歩道等(縁石)と出入口とのすり付け部の縦断勾配は、5%以下とする。  
ただし、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれなく沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とすることができる。
  - イ 前アの縦断勾配と段差の間には水平区間を設けることとし、水平区間は1.5m程度とする。

ただし、やむを得ない場合はこの値より小さい値とすることができる。

ウ 歩道等（縁石）と出入口の段差は2cmを標準とし、身体障害者用ブロックを使用すること。

- (3) 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていた歩道等を切開した場合は、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月）（社）日本道路協会」の歩道巻き込み部に準じブロックを設置する。

(道路上の植樹及び移植工事)

第7 植樹及び移植の箇所は道路管理者と打合せを行い、指定された箇所に植樹及び移植を行うこととする。

(防護柵の撤去工事)

第8 出入口の設置のためを含む、防護柵の撤去工事については、防護柵が設置されている場所に地形、形状に変更があり、防護柵の撤去が社会生活上必要となった場合に限るものとし、撤去後は、交通安全上支障がない構造とする。

- 2 普通河川等への通路橋の設置に伴う防護柵の撤去にあたっては、道路からの転落を防止するため、通路橋が架かっている部分と撤去した防護柵の部分との間に隙間が開かないこととする。
- 3 撤去した防護柵は道路管理者と協議のうえ、使用可能なものについては所定の場所に運搬することとする。